

証券コード 4613
2017年6月8日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市神崎町33番1号
(本社事務所 大阪市中央区今橋二丁目6番14号)

関西ペイント株式会社

代表取締役社長 石野 博

第153回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれかの方法により、2017年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2017年6月29日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区今橋二丁目6番14号 当社本社事務所 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第153期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第153期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 第153期剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 監査役補欠者1名選任の件
第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件
第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続承認の件 |

以 上

昨年よりおみやげを取りやめさせていただいております。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

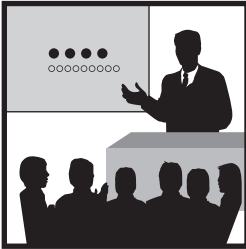
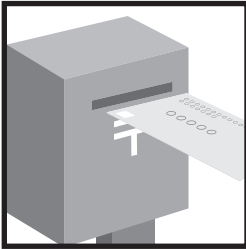

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」及び「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kansai.co.jp/finance/index.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしていません。なお、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している書類となります。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

目 次

第153回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 第153期剰余金処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役10名選任の件	7
第4号議案 監査役1名選任の件	14
第5号議案 監査役補欠者1名選任の件	15
第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件	18
第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続承認の件	24
事業報告	40
連結計算書類・計算書類	54
監査報告	58

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

1	株主総会へ出席する場合		議決権行使書用紙を会場受付へ提出	株主総会開催日時 2017年6月29日(木) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2	議決権行使書を郵送する場合		各議案の賛否を表示のうえ投函	行使期限 2017年6月28日(水) 午後5時到着分まで
3	インターネットによる議決権行使の場合 (パソコン、スマートフォンまたは携帯電話)		議決権行使サイト http://www.evote.jp/ にて各議案の賛否を入力	行使期限 2017年6月28日(水) 午後5時まで

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2017年6月28日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

5. 機関投資家の皆様へ（議決権行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第153期剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化を通じて収益力の向上を図り、株主の皆様に対し配当を安定的・継続的に実施することを考慮しながら、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤を確立しさらなる成長に向けて、研究開発への投資、国内外の生産販売体制の整備等に有効活用してまいります。

当期剰余金処分につきましては、以上の方針のもと、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金11円 総額 2,840,459,259円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2017年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主様のご意向をより反映できるよう、コーポレートガバナンスのさらなる強化を目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）の任期が満了いたします。つきましては現在推進中の中期経営計画を完遂し、グローバル経営を一層強化するため、引き続き現任の取締役9名の選任と、新任の取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会 出席回数/開催回数・ 出席率
1	石野博	代表取締役 社長 再任	21/21回 100%
2	毛利訓士	代表取締役 常務執行役員 再任	20/21回 95%
3	田中優	取締役 常務執行役員 再任	21/21回 100%
4	神門孝司	取締役 常務執行役員 再任	21/21回 100%
5	古川秀範	取締役 常務執行役員 再任	21/21回 100%
6	妹尾潤	取締役 常務執行役員 再任	21/21回 100%
7	浅妻慎司	取締役 常務執行役員 再任	21/21回 100%
8	ハリシュチャントラ・ メグラージ・ハルカ	(KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.取締役社長) 新任	— —
9	中原茂明	社外取締役 社外 再任 独立役員	20/21回 95%
10	宮崎陽子	社外取締役 社外 再任 独立役員	21/21回 100%

<指名の方針>

当社における社内取締役選任においては、生産・営業・技術・管理各職掌からバランス、経験、能力を総合的に評価して指名しております。社外取締役選任においては、高い見識、高度な専門性及び豊富な経験を有する、経営経験者、弁護士、会計士等の中から、当社の独立性基準に照らし合わせて指名いたしております。

<選任の手続き>

当社では、社外取締役2名、社外監査役2名からなる指名委員会を開催し、代表取締役から提出された内容を審議し、全員一致で同意し、その後の取締役会で、同内容を本総会に上程することを決定いたしました。

候補者番号1 ^{いし}石 ^の野 ^{ひろし}博 (1951年4月10日生) 所有する当社株式の数 62,100株 再任

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年4月 三菱商事株式会社入社
2003年3月 当社入社
2006年6月 当社取締役 国際本部副本部長
2008年6月 当社常務取締役 営業企画管理管掌 塗料事業部営業統括 国際本部長
2010年4月 当社専務取締役 営業、国際、調達管掌
2012年6月 当社代表取締役専務執行役員 営業、国際、調達管掌
2013年4月 当社代表取締役社長（現任）

選任の理由

石野 博氏は、当社入社以前より長く海外業務を担当しており、豊富な海外業務の経験と知見を有しています。2013年から当社代表取締役社長に就任し、積極的なグローバル戦略を展開し、成果を収めました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続き代表取締役社長として、当社の一層のグローバル展開に対し、強い推進力をもって全社を牽引し、グループ全体の企業価値を向上していくことに最適であるものと判断し、取締役候補者となりました。

(注) 候補者石野 博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号2 ^{もう}毛 ^り利 ^{くに}訓 ^し士 (1958年3月28日生) 所有する当社株式の数 10,000株 再任

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
2010年6月 当社取締役 塗料事業部長補佐
2015年6月 当社代表取締役常務執行役員 営業、国際管掌 兼 塗料事業部営業統括（汎用） 兼 汎用塗料本部長
2016年6月 当社代表取締役常務執行役員 営業管掌 兼 日本セグメント統括 兼 塗料事業部営業統括（汎用） 兼 汎用塗料本部長（現任）
（重要な兼職の状況） 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長

選任の理由

毛利訓士氏は、当社入社以来、主として営業関連業務を担当し、現在は代表取締役として日本セグメントを統括するとともに、当社グループ会社である関西ペイント販売株式会社の代表取締役社長に就任し、国内における営業戦略を推し進め成果を収めました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続き代表取締役として国内における積極的な事業の展開と競争力の強化により、シェアを拡大し、収益力を向上していくことに最適であるものと判断し、取締役候補者となりました。

(注) 候補者毛利訓士氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号3 ^た田 ^{なか}中 ^{まさる}優 (1956年11月29日生) 所有する当社株式の数 16,500株 再任

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1981年4月 当社入社
2010年6月 当社取締役 塗料事業部技術統括 (自動車・工業)
2013年6月 当社取締役常務執行役員 塗料事業部技術統括 (自動車・工業)
2016年4月 当社取締役常務執行役員 生産管掌
2017年4月 当社取締役常務執行役員 生産管掌 兼 コーポレート事業部 コーポレート生産本部長 (現任)
(重要な兼職の状況) KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. 取締役

選任の理由

田中 優氏は、当社入社以来、主として研究開発業務に従事し、当社の技術及び製品に関し、豊富な経験と知見を有しています。現在は、生産全般を管掌し、技術的知見に基づき、生産業務を見直し、成果を収めました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続き生産能力及び生産業務効率化を向上していくことに最適であるものと判断し、取締役候補者となりました。

(注) 候補者田中 優氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号4 ^{かみ}神 ^{かど}門 ^{こう}孝 ^じ司 (1957年7月3日生) 所有する当社株式の数 13,400株 再任

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1980年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員 R&D本部基礎研究統括
2013年6月 当社取締役常務執行役員 R&D本部長
2015年4月 当社取締役常務執行役員 調達管掌
2016年4月 当社取締役常務執行役員 技術企画管掌 兼 グローバル調達本部長
2017年4月 当社取締役常務執行役員 技術企画管掌 兼 グローバル調達本部長 兼 コーポレート事業部 コーポレート調達本部長 (現任)

選任の理由

神門孝司氏は、当社入社以来、主として研究開発業務に従事し、当社の技術及び製品に関し、豊富な経験と知見を有しています。現在は、技術企画管掌に加えてグローバル調達本部長に就任し、原材料のグローバル調達・トータルコストの低減に関し、成果を収めました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続き原材料調達の一層のグローバル化を推進し、トータルコストを低減し、業績を向上していくことに最適であるものと判断し、取締役候補者となりました。

(注) 候補者神門孝司氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号5 ^{ふる}古 ^{かわ}川 ^{ひで}秀 ^{のり}範 (1958年9月4日生) 所有する当社株式の数 10,900株 再任

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員 生産本部副本部長
2013年6月 当社取締役常務執行役員 生産本部長
2016年4月 当社取締役常務執行役員 技術・品質・環境管掌 兼 塗料事業部長 兼 塗料事業部技術統括（汎用） 兼 技術企画本部長
2017年4月 当社取締役常務執行役員 技術・品質・環境管掌 兼 塗料事業部長 兼 塗料事業部商品企画部長 兼 コーポレート事業部 コーポレート技術本部長（現任）
（重要な兼職の状況） KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. 取締役

選任の理由

古川秀範氏は、当社入社以来、主として技術、生産・製造業務に従事し、当社の技術、生産業務及び製品に関し、豊富な経験と知見を有しています。現在は、その知見に基づき技術、品質・環境全般を管掌し、市場ニーズへの対応に成果を収めました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続きコスト・品質を最適化することにより、一層競争力を強化していくことに最適であるものと判断し、取締役候補者としました。

（注）候補者古川秀範氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号6 ^{せの}妹 ^お尾 ^{じゅん}潤 (1959年4月14日生) 所有する当社株式の数 10,980株 再任

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員 生産本部業務センター長
2013年4月 当社執行役員 経営企画室長 兼 管理本部副本部長
2015年6月 当社取締役常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画室長
2016年4月 当社取締役常務執行役員 経営企画本部長 兼 国際本部長
2017年4月 当社取締役常務執行役員 経営企画本部長 兼 コーポレート事業部 コーポレート経営・人事企画本部長 兼 コーポレート事業部 コーポレート事業推進本部長（現任）

選任の理由

妹尾 潤氏は、当社入社以来、管理業務、営業業務、生産業務と多様な分野の業務に従事し、当社の業務全般に通じ、豊富な経験と知見を有しています。現在は、経営企画本部長及びコーポレート事業推進本部長に就任し、急速なグローバル化戦略に対応し成果を収めました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続き一層グローバル化を加速し、事業を拡大していくことに最適であるものと判断し、取締役候補者としました。

（注）候補者妹尾 潤氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号7 ^{あさ}浅 ^{つま}妻 ^{しん}慎 ^じ司 (1961年2月2日生) 所有する当社株式の数 6,000株 再任

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1984年4月 当社入社
2012年4月 当社執行役員 経営企画室長
2015年4月 当社常務執行役員 国際本部長
2016年6月 当社取締役常務執行役員 管理本部長
2017年4月 当社取締役常務執行役員 管理本部長 兼 コーポレート事業部 コーポレート管理本部長 (現任)

選任の理由

浅妻慎司氏は、当社入社以来、主として管理業務に従事し、財務及び会計に関する豊富な経験と知見を有しています。また、経営企画室長として、中期経営計画の策定・実行に携わり、国際本部長としても当社のグローバル化の促進に努めて成果を収め、現在は管理本部長に就任しています。これらの知見と実績を踏まえ、引き続きグローバル化をさらに促進し、コーポレートガバナンスを強化していくことに最適であるものと判断し、取締役候補者としました。

(注) 候補者浅妻慎司氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

ハリシュチャンドラ・

候補者番号8 ^{メグ}ラージ ^{バル}ーカ (1960年6月22日生) 所有する当社株式の数 一株 新任

略歴・地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1985年10月 GOODLASS NEROLAC PAINTS LTD. (現 KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.) 入社
1997年7月 同社取締役調達本部長 兼 粉体塗料事業本部長
1999年4月 同社取締役副社長
2001年4月 同社取締役社長 (現任)
(重要な兼職の状況) KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. 取締役社長

選任の理由

ハリシュチャンドラ・メグラージ・バルーカ氏は、当社のインドにおけるグループ会社KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.の取締役社長であり、同社は当社の最大の子会社として業績に大きく貢献し、インドにおいて確固たる事業基盤を築きあげました。また、同氏は、グローバル・ステアリング・コミティメンバーとして海外への事業展開に当たり、グローバルな視点で、多角的な検討に携わってきました。これらの知見と実績を踏まえ、グローバル・ステアリング・コミティメンバーよりも深い立場で、一層の業績拡大とグローバルな視点から当社グループ全般の経営に貢献することに最適であるものと判断し、新たに取締役候補者としました。

(注) 候補者ハリシュチャンドラ・メグラージ・バルーカ氏が取締役社長を務めるKANSAI NEROLAC PAINTS LTD.は、当社と同種の営業を行っているほか、当社は同社に継続的に塗料を販売しております。

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1966年4月 徳山曹達株式会社（現株式会社トクヤマ）入社
1995年6月 同社取締役 化成品事業部長
2000年6月 同社常務取締役 化成品事業部長 各支店管掌
2002年4月 同社代表取締役社長
2009年1月 同社取締役会長
2012年6月 同社相談役（2016年3月退任）
2013年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由・在任期間

中原茂明氏は、化学業界に長年携わられてこられた経験及び経営者として高い見識を当社の経営に反映していただくとともに、公正、中立の立場から当社の経営を監視してきました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続きコーポレートガバナンスを強化していくことに最適であるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

社外取締役候補者の独立性について

中原茂明氏は、当社グループ会社の取引先である株式会社トクヤマの相談役に就任されていましたが、2016年3月に退任されました。当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏は17頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、中原茂明氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告（52頁）に記載のとおりであります。また、同氏が選任され、就任された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

(注) 候補者中原茂明氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

略歴・地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
2005年6月 当社社外監査役（2015年6月退任）
2015年6月 当社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況） 弁護士

社外取締役候補者とした理由・在任期間

宮崎陽子氏は、弁護士として培われた高度な知識・経験を活かし、経営の健全性確保及びコーポレートガバナンス強化のため、法律面から経営を監視していただくとともに、公正、中立の立場から当社の経営を監視してきました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続きコーポレートガバナンスを強化していくことに最適であるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。それ以前の社外監査役在任期間は10年、合計で12年となります。

社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

宮崎陽子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

社外取締役候補者の独立性について

宮崎陽子氏が所属する弁護士事務所と当社との間に取引関係はなく、独立性に影響を及ぼす特段の要因はありません。また、同氏は17頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、宮崎陽子氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告（52頁）に記載のとおりであります。また、同氏が選任され、就任された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

（注）候補者宮崎陽子氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって監査役 中井洋恵氏は任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

あずま せい いち ろう
東 誠 一 郎 (1951年7月23日生) 所有する当社株式の数 一株 **社外 新任 独立役員**

略歴及び地位 (重要な兼職の状況)

1975年12月 等松・青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所

1980年3月 公認会計士登録

1991年7月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) パートナー

2016年6月 有限責任監査法人トーマツ 退職

2016年6月 新日鐵住金株式会社 社外監査役 (現任)

2017年4月 芦屋大学 客員教授 (現任)

(重要な兼職の状況) 新日鐵住金株式会社 社外監査役、芦屋大学 客員教授

社外監査役候補者とした理由

東 誠一郎氏は公認会計士として財務・会計に関する高度かつ広範な専門知識を有しており、経営の健全性及び透明性の確保のため、会計面から監査機能を発揮していただくことが当社にとって有用と判断し、社外監査役候補者となりました。

社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由

東 誠一郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

社外監査役候補者の独立性について

東 誠一郎氏は、当社グループ会社の取引先である新日鐵住金株式会社の社外監査役に就任されておられますが、当該取引先との昨年度の取引額は当社連結売上高の0.5%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満と僅少であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏が所属する公認会計士事務所と当社との間に取引関係はなく、17頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。なお、本議案のご承認を前提として、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、東 誠一郎氏が選任され、就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(注) 候補者東 誠一郎氏は、社外監査役候補者であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

2016年8月22日に、2016年6月29日開催の第152回定時株主総会において選任いただいた監査役補欠者中井洋恵氏は当社社外監査役に就任し、現在当社には監査役補欠者が不在でありますので、あらためて監査役補欠者1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は、次のとおりであります。

なか い ひろ え
中 井 洋 恵 (1961年5月20日生) 所有する当社株式の数 一株 社外

略歴及び地位 (重要な兼職の状況)

1988年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)
 2016年8月 当社社外監査役(現任)
 2017年6月 当社社外監査役 退任 (予定)
 (重要な兼職の状況) 弁護士

社外監査役補欠者の候補者とした理由・在任期間

中井洋恵氏は、弁護士として培われた高度な知識・経験を活かし、経営の健全性確保及びコーポレートガバナンス強化のため、法律面から経営を監視していただくとともに、公正、中立の立場から当社の経営を監視してきました。これらの知見と実績を踏まえ、引き続きコーポレートガバナンスを強化していくことに最適であるものと判断し、社外監査役補欠者の候補者としてしました。

なお、同氏の監査役在任期間は、本総会終結の時をもって10ヶ月となります。

取締役会及び監査役会の出席率

取締役会 11/12回 91% 監査役会 7/8回 87%

※中井洋恵氏は2016年6月29日開催の第152回定時株主総会にて監査役補欠者として選任されましたが、同年8月22日に当社社外監査役であった岸 秀隆氏が逝去により退任したため、同日付で当社社外監査役に就任したものです。また、中井洋恵氏が欠席した取締役会及び監査役会はともに2016年8月25日に開催されたものであり、就任直後ということもあり、急な調整がつかなかったがために欠席したものであります。

社外監査役としての職務を適切に遂行することができる判断した理由

中井洋恵氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

社外監査役候補者の独立性について

中井洋恵氏は、17頁に記載の当社が定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たしております。また、同氏が所属する弁護士事務所と当社の間取引関係はありません。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。同氏が再び社外監査役に就任された場合には、あらためて独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、中井洋恵氏との間で責任限定契約を締結しており、その内容の概要は事業報告（52頁）に記載のとおりであります。また、同氏が選任され、社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。

- (注) 1. 中井洋恵氏の戸籍上の氏名は、浅見洋恵であります。
2. 中井洋恵氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

＜ご参考＞ 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

第1条 この規程は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という。）を選任するための独立性に関する基準を定めるものである。

第2条 当社における社外役員は、以下のいずれにも該当してはならない。

- (1) 当社及び当社の子会社の取締役（当社及び当社の子会社の社外取締役を除く。）、業務執行取締役、監査役（当社及び当社の子会社の社外監査役を除く。）、執行役、会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、支配人その他の使用人である者
- (2) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
- (3) 当社または当社の子会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- (4) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。）
- (5) 当社または当社の子会社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人である場合は、当該法人の業務執行者等。）
- (6) 当社または当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）
- (7) 過去において、上記（1）から（5）に該当していた者
- (8) 過去3年間において、上記（6）に該当していた者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等以内の親族及び配偶者

第3条 当社における社外役員は、前条に定める要件のほか、当社の一般株主との間で実質的な利益相反が生じる事情を有してはならない。

第4条 当社における社外役員は、本規程に定める独立性を維持することに努めるものとする。本規程に反し、独立性を有しないおそれが生じたときには直ちに当社に報告するものとする。

※注記

第1条 本基準の内容は、会社法及び東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則等に基づく。

第2条

- (2) 「主要な取引先とする者」とは、「直前事業年度において、当社連結グループへの当該取引先の連結グループとしての売上高が取引先連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (3) 「主要な取引先」とは、「直前事業年度において、当該取引先連結グループに対する当社連結グループの売上高が当社連結売上高の2%を超える者」をいう。
- (4) 「主要株主」とは、「総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者」をいう。
- (5) 「多額」とは、「直前の事業年度において1,000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (6) 「多額」とは、「直前の事業年度において1,000万円以上、またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ていること」をいう。
- (9) 「重要」とは、各取引先の役員クラス及びそれに準じる者をいう。

第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）、常務執行役員、上席執行役員及び執行役員（日本国内非居住者を除き、以下あわせて「取締役等」という。）に対する報酬は、「基本報酬」及び「業績連動報酬」で構成されていますが、当社の取締役等を対象に、現行の長期インセンティブに替わる新たなインセンティブプランとして、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入について、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2010年6月29日開催の第146回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額7億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと7名となります。また、上記のとおり、本制度は、常務執行役員、上席執行役員及び執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる常務執行役員、上席執行役員及び執行役員は14名）、本制度に基づく報酬には、常務執行役員、上席執行役員及び執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの常務執行役員、上席執行役員及び執行役員が対象期間（下記（2）に定義される。以下同じ。）中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

・当社の取締役、常務執行役員、上席執行役員及び執行役員（社外取締役及び日本国内非居住者を除く。）

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度からなる対象期間を対象として、270百万円 ・ ただし、本年度から開始する当初の対象期間については、2事業年度を対象として190百万円
取締役等に交付等がなされる当社株式の数(換価処分の対象となる株式数を含む。)の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役等に付与するポイントの総数（株式数）の1年当たりの上限は、4万ポイント ・ 上記の取締役等に付与するポイントの総数の1年当たりの上限に相当する当社株式数の発行済株式の総数（2017年3月31日時点の自己株式控除後）に対する割合は約0.02%未満 ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度の会社業績目標指標（EBITDA等）の達成度等に応じて変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる期間に対応した3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。

ただし、本年度から実施する当初の本制度の対象期間については、現中期経営計画の残存期間である2018年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度（以下「当初対象期間」という。）とします。

当社は、対象期間ごとに合計270百万円（当初対象期間については合計190百万円）を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間（当初対象期間については2年間）の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)に定める。）の付与を行い、原則として取締役等の退任時（取締役等が死亡した場合は死亡時。以下本議案において同じ。）に付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計270百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、270百万円の範囲内とします。

信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等が取得する当社株式数（換価処分の対象となる株式を含む。）の算定方法及び上限

当社は、信託期間中の毎事業年度（初回は2018年3月31日で終了する事業年度）の末日に在任している取締役等（同日をもって任期満了等により退任した取締役等を含む。）に対して、以下の算定式をもとに算出されるポイントを当該事業年度終了後の所定の時期に付与します。付与されたポイントは毎年累積され、取締役等の退任時に累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。

取締役等に付与されるポイントは、役位に応じてあらかじめ定める役位別株式報酬基準額の1/2にあたる固定部分（以下「固定基準額」という。）と、残りの1/2にあたる業績連動部分（以下「業績連動基準額」という。）に業績連動係数を乗じたものを合計し、本信託の対象期間の初年度の7月1日（この日が営業日でない場合は翌営業日とし、当初対象期間については2017年7月3日とする。）の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「前提株価」という。）で除して算出します。

なお、1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

(固定部分のポイント算定式)

固定基準額 ÷ 前提株価 (小数点以下の端数は切り捨て)

(業績連動部分のポイント算定式)

業績連動基準額 ÷ 前提株価 × 業績連動係数 (※) (小数点以下の端数は切り捨て)

(※) 業績連動係数は、毎事業年度におけるEBITDA等の目標達成度に基づき、0～150%の範囲で変動します。

本信託により取締役等が付与を受けることができる1年当たりのポイント数の総数の上限は、4万ポイントとします。また、信託期間中に本信託が取締役等に交付するために取得する当社株式の株数は、かかる1年当たりのポイント数の総数(4万ポイント)に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数(12万株)を上限とします。ただし、当初対象期間については、信託期間の年数2を乗じた数に相当する株式数(8万株)を上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数の一定割合に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する株数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。なお、受益者要件を満たす取締役等が信託期間中に死亡した場合は、その時点で算出される累積ポイント数に相当する株数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。また、受益者要件を満たす取締役等が信託期間中に日本国内非居住者となることが決定した場合には、その時点で算出される累積ポイント数に相当する株数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を当該取締役等が本信託からすみやかに給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

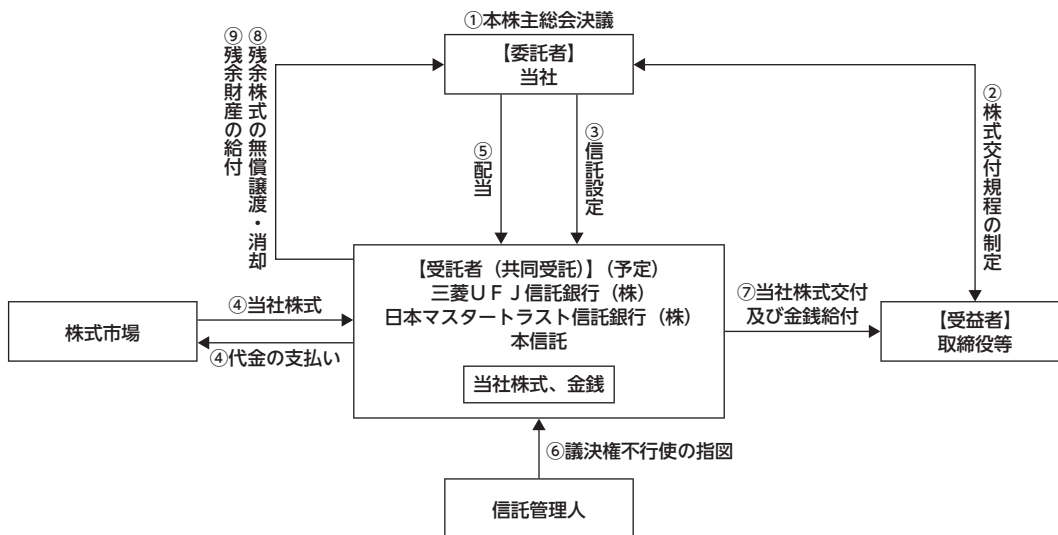
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

本制度の詳細については、2017年5月12日付開示の「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

2017年5月12日付適時開示

「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入について」(抜粋)



①当社は本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。

②当社は取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。

③当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。

④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取締役等に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。

⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。

⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

- ⑦信託期間中、役位及び業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積したポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続承認の件

企業価値向上及び株主の皆様の共同の利益を維持・拡大させるため現在導入しております当社株式の大規模買付行為に関する対応方針が、本定時株主総会終結の時をもって有効期限の満了を迎えます。この満了に伴い、当社は、2017年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、下記のとおり本対応方針を継続することを決定いたしました。

つきましては、本対応方針の継続について、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

当社は、2015年6月26日開催の当社第151回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、有効期限を本定時株主総会終結の時までとして、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、以下においては、これらの買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下「旧対応方針」といいます。）を継続しております。

本定時株主総会の終結の時をもって上記有効期限の満了を迎えるに当たり、その後の法令改正、司法判断の動向、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等をふまえ、社外取締役からの意見も十分に尊重し、さらなる検討を加えました結果、当社は、2017年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧対応方針を現時点の情報に更新した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）として継続することを決定しました。

本対応方針における旧対応方針からの主な変更点は次の2点です。

- ① **IV 2 に定めた当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合と認められる類型の一部を削除し、いわゆる高裁四類型と強圧的二段階買収に限定しました。**
- ② **IV 3 に、大規模買付者等に対しては、名目の如何を問わず、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行わないことを明記しました。**

なお、2017年3月31日現在における当社の株式の状況は別紙1のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

本対応方針で引用する法令の各条項は、2017年5月12日現在施行されている法令を前提とするものです。同日以降に法令の改正があり、当該改正後の法令が施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項またはこれらを実質的に継承する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしします。

I 基本的な考え方及び企業価値向上の取組

1 基本的な考え方

当社グループは、「顧客に満足される製品及びサービスを提供することによって社会に貢献する」ことを経営の基本理念としております。即ち、当社グループのコアビジネスである塗料事業を通じて、顧客の満足を得ることが当社グループの存立基盤であり、その実現により社会に貢献し、企業価値を向上させることが、株主をはじめとする取引先、従業員、地域社会等、当社グループのステークホルダーに貢献しうるものと考えております。

したがって、当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、この基本理念を理解したうえで様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、継続的に確保・向上させていく者でなければならぬと考えております。

逆に、上記基本理念を理解せず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2 企業価値向上の取組

当社グループは上記基本理念のもと、創業以来、一貫して塗料についての製品開発を行い事業を営んでまいりました。その結果、自動車をはじめとする各種工業製品、建築、建造物、船舶等幅広い分野のお客様との良好な関係を構築するに至っており、このようなお客様との関係は、当社グループにとって最も重要な財産の一つであります。

当社グループは、これまで、基本理念の実現を志向して事業の発展に努めてまいりましたところ、現在は、以下の基本方針を掲げて事業活動を展開しております。

① グローバル化の加速

成長期待の高い新興国を中心とする海外事業について、市場ニーズへの対応とコスト・品質・機能の最適化により競争力を強化し、既存事業の市場における地位を確固たるものとしていくとともに、プレゼンスを一層高める。加えて、安定した成長が見込める先進国市場を含む未参入地域・分野での事業参入をすすめ、事業拡大を加速し、連結業績への貢献度を一段と高める。また、様々な事業分野及び地域展開を行うことにより獲得・保有した製品ラインナップ、ビジネスノウハウなどを有効活用することにより、事業参入並びに競争力強化を加速させる。

② 収益力の向上

海外においては、事業規模の拡大及び効率向上により、一層の利益拡大を図る。国内については、組織や業務の効率化、最適化によるトータルコストの低減を通じて生産性向上を図ることにより事業競争力を強化し、シェアの維持・拡大と、収益力向上を図る。

③ グループ経営基盤の強化

グローバル化の加速に対応し、かつさらなる加速につなげるため、当社グループを統括するとともに、連携を高め、当社及びグループ各社に利益をもたらす経営基盤となるヘッドクォーター機能確立し、その機能推進を図る。その機能推進を通じ、グループ各社及び各地域における事業を一層強化するとともに、グループ内における経営資源の共有化と有効活用を行うことで、シナジー効果を創出し、当社グループの利益を極大化する。

④ 企業の社会的責任の推進

資源を保護し、環境を守り、豊かな社会を建設・持続させるという塗料本来の使命を十分に自覚し、レスポンシブル・ケア宣言に基づいた、環境・安全・健康問題に対してより総合的な見地から地球環境保全の取組を継続する。また、コンプライアンスの徹底、社会的貢献活動及び的確な情報開示を推進し、企業としての社会的責任を誠実に果たす。

当社は、今後とも、グループ各社の経営資源を最大限に活用し、収益を重視した事業展開を進めるとともに、業務改革を強力に推進し、経営基盤の拡大強化に努め、継続的な企業価値向上と株主共同の利益の維持、拡大に努めてまいります。

II 大規模買付ルール の 目的

近時、資本市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進展するなかで、買収対象企業との協議や合意形成の過程を経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった事例が見受けられます。

もとより、当社は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。そもそも、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株主の皆様に対して必要十分な情報提供がなされず、または必要十分な熟慮期間が与えられないままでは、株主の皆様が、大規模買付行為に応じられるか否かの判断を適切に行うことはできません。上記の判断が適切に行われるためには、株主の皆様が必要十分な情報提供がなされていることに加え、必要十分な熟慮期間が与えられていることが不可欠です。

また、株主の皆様が、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるか否かを判断されるに当たっては、当社取締役会が、大規模買付者の提供した情報を評価、検討し、その結果と意見を株主の皆様提供することが極めて重要であると考えております。当社の長期にわたる研究開発によって蓄積されたノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等との間に築かれた関係等への十分な理解なくして、当社の事業価値を把握することは困難と言わざるを得ません。したがって、当社といたしましては、大規模買付者が一方的に提供する情報のみならず、当社の事業特性につき十分な理解を有する当社取締役会の大規模買付行為に対する評価、検討の結果が株主の皆様提供されてはじめて、株主の皆様に対し必要にして十分な情報が提供されることになると考える次第です。

以上のような観点から、当社取締役会は、以下の大規模買付ルールを定めます。

Ⅲ 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対する必要かつ十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価、検討を行ったうえ、それらをふまえて株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な一定期間が経過してはじめて、大規模買付行為が開始されるべきである、というものです。

1 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛てに、大規模買付ルールに従う旨の表明書（以下「大規模買付ルール遵守表明書」といいます。）をご提出いただくことにします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

2 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために当初提出していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、すみやかに当該リストに記載された情報を日本語で提供していただくことにします。また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提出していただくことがあります。

大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当該取締役会に提出された大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

① 大規模買付者及びそのグループの概要

具体的名称、主要な株主または出資者、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴（以下「具体的名称等」といいます。）を含みます。なお、大規模買付者及びそのグループがファンドまたはその出資に係る事業体である場合は、その主要な組合員、出資者（直接か間接かを問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者に関する具体的名称等を含みます。

② 大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為における対価の種類及び価格、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為の完了後に当社株式等が上場廃止となる見込がある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については、弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。

③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合はその相手方の概要並びに当該意思連絡の具体的な態様及び内容

④ 買収対価の算定根拠

算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額またはその内容及びその算定根拠を含みます。

⑤ 買収資金の調達方法、買収資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の名称その他の概要

⑥ 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策

大規模買付行為の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。

⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の対応方針

⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

3 当社取締役会による評価検討及び株主熟慮期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した時点で、その旨を大規模買付者に通知するとともに、大規模買付情報の提供が完了した事実を株主及び投資家の皆様に適時に開示します。

そして、当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。なお、取締役会評価期間の起算日は、大規模買付情報の提供が完了した日の翌日とします。

① 対価を日本円の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には最長60日間

② その他の大規模買付行為の場合は最長90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付情報に関する当社取締役会の意見を取りまとめたうえ、一般に公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案が完了した時点で、取締役会評価期間が満了した旨を大規模買付者に通知するとともに、取締役会評価期間が満了した事実を株主及び投資家の皆様に適時に開示します。

そして、取締役会評価期間の満了日の翌日から起算して30日間は、株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれを基礎とした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応じられるか否かについて適切にご判断をいただくための熟慮期間（以下「株主熟慮期間」といいます。）とします。そして、株主の皆様の判断に必要な時間確保の観点から、大規模買付行為は、取締役会評価期間及び株主熟慮期間の経過後のみ開始されるものとし、その経過前に大規模買付行為が行われた場合には、大規模買付ルールが遵守されなかったものとして然るべき対抗措置を講ずることができるものとします。

IV 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

1 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、新株予約権の無償割当てを行い、大規模買付行為に対する対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置として行う新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとします。

① 割当対象株主及び当該株主に対する割当数

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は別途調整する。

③ 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。また、新株予約権1個につき払込みをなすべき額は、1円を下限として当社取締役会が別途定める額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑦ 新株予約権の行使条件

（ア）大規模買付者、（イ）大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、（ウ）大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。）、もしくは（エ）（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者から、本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または（オ）（ア）から（エ）のいずれかに該当する者の関連者（実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。）は、原則として本対応方針に基づき無償割当てされる新株予約権を行使することができない。

⑧ その他

新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定める。

2 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません（ただし、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対の場合、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性はあります。）。大規模買付者による大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者から提供された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあります（かかる新株予約権の無償割当ての概要はⅣ1のとおりです。）。

また、当社取締役会は、対抗措置としての新株予約権の無償割当てを決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合や、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係に変更が生じた場合等には、新株予約権の無償割当ての中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑤のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑤のいずれにも該当しない場合は、当社は対抗措置を講じません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつりあげて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合

- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買取（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）など、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- 3 IV 1 及び 2 により対抗措置を発動する場合には、利害関係のない当社取締役全員一致により決定するものとします。なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大規模買付ルールに違反した者、または IV 2 ④ から ⑤ のいずれかに該当する大規模買付行為を行う大規模買付者、その他 IV 1 ⑦ に規定する新株予約権を行使することができない者（以下「大規模買付者等」といいます。）に対しては、名目の如何を問わず、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行わないものとします。
- また、当社取締役会は、下記 4 で述べるとおり、対抗措置を発動するか否かを決定するに当たって独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとします。
- 当社取締役会は、IV 1 及び 2 により対抗措置を発動するか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに独立委員会の勧告の概要及びその判断理由その他当社取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

4 独立委員会の設置

(1) 独立委員会の概要

当社取締役会が、対抗措置の発動に関して恣意的な判断を行うことを防止するという観点から、当社は、独立委員会規程（その概要については別紙 2 をご参照ください。）にしたがい、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は 3 名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者または取締役、監査役もしくは執行役として経験のある社外者の中から当社取締役会が選任します。独立委員会の委員（3 名）の略歴は別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 独立委員会の役割

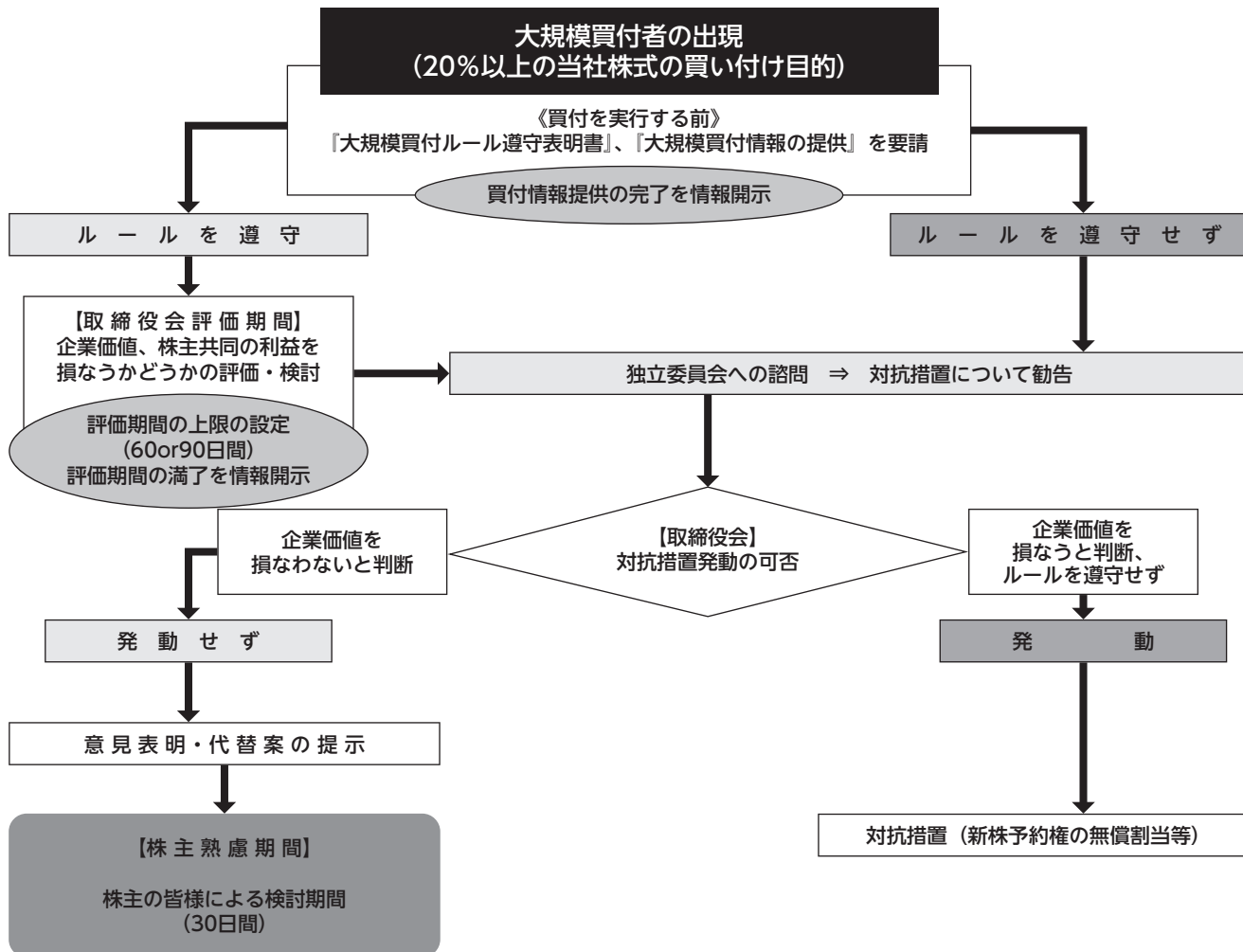
ア 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非を諮問し、独立委員会は、遅くとも取締役会評価期間の期限の 7 日前までに、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。大規模買付者から、上記勧告を行うために必要な大規模買付情報が提供されていない場合、独立委員会は、当社取締役会を通じて、大規模買付者に対し、独立委員会が合理的に必要と認める情報の提供を求めることができます。

イ 独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社企業価値及び株主共同の利益の確保の観点から、当該大規模買付行為が IV 2 ④ から ⑤ のいずれかに該当するか否か、及び、その大規模買付行為に対して対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行うことが相当であるか否かについて、当社取締役会に勧告します。

また、独立委員会は、上記の勧告を行うに当たり、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。

ウ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとします。

（ご参考：大規模買付ルールの概要）



V 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響

1 継続時の影響

大規模買付ルール継続時には、新株予約権の無償割当ては行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

2 対抗措置発動時の影響

当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記の対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等にしたがって、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様が法的及び経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者等については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、法的及び経済的側面において不利益が生ずる可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することのないようあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、当社は、新株予約権の無償割当ての基準日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日まで、新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3 対抗措置発動に伴い株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権が割り当てられる場合、株主名簿への記録が未了の株主の皆様は、当社取締役会が別途決定し公告する割当期日の最終の株主名簿への記録を完了していただく必要があります。また、株主の皆様が新株予約権を行使される場合には、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。さらに、割り当てられる新株予約権に取得条項が付されている場合、株主の皆様は、金銭の払込を行うことなく当社普通株式を取得できる場合があります。

これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令、金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

VI 本対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様はその継続の可否をお諮りし、ご出席いただいた株主の皆様のご過半数のご承認をいただいた際に発効します。

本対応方針は、その発効後、2019年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで効力を有するものとします。ただし、上記期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で効力を失うものとします。このように、本対応方針は、株主の皆様のご意向にしたがって随時これを廃止することが可能となっております。

また、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会に諮問をしたうえで、本対応方針の内容を修正・変更する場合があります。

なお、本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令、金融商品取引所規則等にしたがって、株主及び投資家の皆様に対して別途お知らせいたします。

VII 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性確保の原則を以下のとおり充足しており、高度の合理性を有しております。また、本対応方針は、経済産業省が設置した企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮しております。

1 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能とすることによって、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

2 株主意思を尊重するものであること

VIに記載のとおり、当社は、本定時株主総会において、本対応方針継続の可否を議案としてお諮りし、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。同議案が否決された場合には、本対応方針はその効力を生じません。

また、本対応方針の有効期間は2019年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとされておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されます。

以上のように、本対応方針は、その導入及び消長の場面において、株主の皆様のご意向が反映される仕組みとなっております。

3 独立性の高い第三者の判断を重視していること

Ⅳ 4 に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正かつ中立的な判断を可能とするため、社外有識者により構成するものとします。

独立委員会は、実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、当該大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、その勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することになる場合を除き、上記勧告に従うものとされております。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組が確保されております。

また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組となっています。

4 合理的な客観的要件を設定していること

Ⅳ 2 に記載のとおり、本対応方針においては、大規模買付行為に対する対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組が確保されています。

5 買収と無関係の株主に不測の損害を与えるものではないこと

Ⅴ 1 に記載のとおり、本対応方針は、その導入によって株主の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えるものではありません。

また、本対応方針に基づき対抗措置が講じられた場合でも、大規模買付者等を除く株主の皆様が法的及び経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

6 デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

VIに記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会または株主総会で選任された取締役で構成する取締役会によりいつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会が該当すると認める者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会が該当すると認める者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認める者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会が該当すると認める者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会が該当すると認める者を含みます。）である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または②特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認める者をいいます。）である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、総株主通知及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(別紙1)

当社の株式の状況 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数793,496,000株
 (2) 発行済株式の総数272,623,270株
 (うち自己株式数14,399,701株)
 (3) 株主数 12,779名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,524 ^{千株}	5.24%
日本生命保険相互会社	12,490 ^{千株}	4.84%
第一生命保険株式会社	12,485 ^{千株}	4.83%
トヨタ自動車株式会社	8,355 ^{千株}	3.24%
大同生命保険株式会社	7,607 ^{千株}	2.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,341 ^{千株}	2.84%
関西ペイント交友持株会	6,767 ^{千株}	2.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	6,651 ^{千株}	2.58%
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,163 ^{千株}	2.39%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,738 ^{千株}	2.22%

- (注) 1. 当社は自己株式を14,399,701株保有していますが、上記大株主からは除いています。
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて記載しております。
 3. 持株比率は、自己株式 (14,399,701株) を控除して算出しております。

(別紙2)

独立委員会規程（概要）

1. 独立委員会の設置及び委員の選任、解任

- ① 独立委員会は、取締役会の決議により設置する。
- ② 独立委員の人数は3名以上とする。
- ③ 独立委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者または取締役、監査役もしくは執行役として経験のある社外者のうちから選任する。
- ④ 独立委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、解任決議は出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。

2. 独立委員の任期

独立委員の任期は、選任の日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 招集権者及び決議要件

独立委員会は、各独立委員または代表取締役が招集する。独立委員会における決議は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4. 取締役会への勧告

独立委員会は、取締役会に対し、大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益に著しい損害をもたらすものであるか否か、また、その大規模買付行為に対して具体的対抗措置を発動することが相当であるか否かについて勧告を行う。独立委員は、かかる勧告を行うにあたっては、当社企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己または当社の取締役の個人的利益をはかることを目的としてはならない。

5. 第三者の助言

独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

(別紙3)

独立委員会の委員の略歴

氏名 中原 茂明 (1941年6月28日生)
略歴 1966年4月 徳山曹達株式会社(現株式会社トクヤマ)入社
1995年6月 同社取締役 化成品事業部長
2000年6月 同社常務取締役 化成品事業部長 各支店管掌
2002年4月 同社代表取締役社長
2009年1月 同社取締役会長
2012年6月 同社相談役
2013年6月 当社社外取締役(現任)
2016年3月 株式会社トクヤマ相談役 退任

氏名 宮崎 陽子 (1955年2月11日生)
略歴 1982年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
2005年6月 当社社外監査役
2015年6月 当社社外取締役(現任)

氏名 東 誠一郎 (1951年7月23日生)
略歴 1975年12月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所
1980年3月 公認会計士登録
1991年7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー
2016年6月 有限責任監査法人トーマツ 退職
2016年6月 新日鐵住金株式会社 社外監査役(現任)
2017年4月 芦屋大学 客員教授(現任)
2017年6月 当社社外監査役(予定)

中原茂明氏及び宮崎陽子氏は当社の社外取締役であり、両氏ともに本定時株主総会における社外取締役候補者であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、東 誠一郎氏は本定時株主総会における社外監査役候補者であります。当社は同氏を本定時株主総会の第4号議案の承認を前提に、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以上

添付書類

第153期事業報告

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国の新政権発足に伴う経済政策の動向、新興国経済の先行き不安、地政学的リスクの影響等が懸念されましたが、緩やかに回復しました。わが国経済は、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループの連結業績につきまして、国内は、消費の本格的回復にはいたらず塗料需要は伸び悩み、売上は前年を下回りました。一方で、トータルコスト低減に努めた結果、利益は増加しました。海外は、インドにおいては、引き続き国内経済の伸長が続き業績は大きく拡大しました。しかしながら、アジアにおいては、中国で自動車生産の回復、インドネシアでは景気に持ち直しの動きがみられるものの、タイ、マレーシアの自動車生産の低迷などアジア全体の塗料需要は本格的な回復にはいたらず、業績は低調に推移しました。アフリカにおいては、南アフリカ及び近隣諸国経済の低迷や通貨安に伴う原材料価格の高騰、一過性費用の発生の影響により、業績は前年を大きく下回りました。欧州においては、トルコにおいて業績回復の動きがみられました。その他セグメントにおいては、当期に連結化した米国子会社の業績が寄与し、セグメント全体の売上は前年を上回りました。また、海外全般において、為替換算の影響を大きく受けました。これらの結果、海外全体での売上は前年を上回りましたが、利益は減少しました。なお、昨年度に計上しましたインドの固定資産売却益は、本年度は発生しておりません。

これらの結果、当期の連結業績は、売上高は3,302億35百万円（前期比0.6%増）、営業利益は353億10百万円（前期比1.5%増）、経常利益は400億25百万円（前期比0.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は241億68百万円（前期比14.7%減）となりました。

このほか、2017年3月には、欧州塗料メーカーHELIOS GROUPの株式を取得し、子会社化しました。また、2017年2月には、当社の連結子会社であるKANSAI PLASCON AFRICA LTD.が、東アフリカ共同体の塗料市場においてトップシェアを有するSADOLINグループ各社の株式を取得することとしました。

各セグメントの状況は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

【日本】

自動車分野は、新車用分野では自動車生産台数は昨年並みとなり、売上は前年並みを維持しました。工業分野、船舶分野及び防食分野においては市況の低迷により、売上は前年を下回りました。建築分野においても、

市況の本格的回復にはいたらず、売上は前年を下回りました。自動車分野（補修用）では、市況が低調に推移するなか、高付加価値製品の拡販継続に努め、売上は前年並みを維持しました。これらの結果、当セグメント全体の売上は前年を下回りました。このような状況のなか、為替差損の影響があったものの、原材料コストの低減を始めとするトータルコスト低減に努め、利益は大きく増加しました。

これらの結果、当セグメントの売上高1,514億16百万円（前期比2.5%減）、経常利益は235億35百万円（前期比9.6%増）となりました。

【インド】

高額紙幣廃止による需要の一時的な減少の影響があったものの、引き続き国内経済の伸長は続きました。自動車分野では自動車生産台数の増加が続き、売上は伸長しました。また、建築分野においても同様に、高額紙幣廃止により需要拡大ペースが一時的に鈍化したものの、売上の伸長がなお続きました。また、原材料価格も安定的に推移し、業績の拡大に大きく寄与しました。しかしながら、円貨ベースでの業績については、為替換算による押し下げの影響を受けました。

これらの結果、当セグメントの売上高は746億94百万円（前期比13.5%増）、経常利益は116億22百万円（前期比26.4%増）となりました。

【アジア】

中国においては、小型車への優遇税制の導入等もあり、自動車分野での売上伸長が続きました。また、ローカル自動車メーカー向けのシェア拡大及び新規需要の獲得もあり、持分法投資利益は増加しました。しかしながら、その他の分野の売上は低調に推移し、中国全体での売上は前年を下回りました。インドネシアにおいては、景気に持ち直しの動きがみられ、特に工業分野において業績が拡大し、現地通貨ベースでは売上及び利益ともに前年を上回りました。タイにおいては、自動車生産の本格的な回復にはいたらず、需要低迷が続き、売上は前年を下回りました。このほか、為替換算の影響も受け、アジア全体での業績は低調に推移しました。

なお、2016年10月に連結子会社化した、マレーシアのSANCORA PAINTS INDUSTRIES SDN.BHD.の業績を当期より連結業績に反映し、のれんの償却を計上しました。また、インドネシアのPT.KANSAI PRAKARSA COATINGSののれんの償却を引き続き計上しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は566億23百万円（前期比3.9%減）、経常利益は65億69百万円（前期比14.1%減）となりました。

【アフリカ】

南アフリカ及び近隣諸国の経済が低迷するなか、引き続き販売活動の促進に努めたものの、売上は前年を下回りました。また、通貨安による原材料価格の高騰及び一過性費用の発生が収益を大きく圧迫し、業績は前年を下回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は280億26百万円（前期比4.2%減）、経常損益はのれんの償却を含め、経常損失37億32百万円（前期比 - %）となりました。

【欧州】

トルコでは、通貨安による原材料価格への影響等もありましたが、自動車生産の増加及び販売活動促進の取組により、現地通貨ベースでは売上は増加し、利益は回復基調が続きました。しかしながら、為替換算による影響を受けました。また、持分法投資利益の増加もあり、セグメントの利益を押し上げました。

これらの結果、当セグメントの売上高は168億30百万円（前期比5.3%減）、経常利益は10億24百万円（前期比45.7%増）となりました。

【その他】

北米での自動車生産は堅調に推移したものの、競争の激化等により持分法投資利益は減少しました。このほか、2016年8月に連結子会社化した、米国の、U.S. PAINT CORPORATIONの業績が寄与し、セグメント全体の売上は前年を上回りました。

これらの結果、当セグメントの売上高は26億43百万円（前期比156.8%増）、経常利益は10億4百万円（前期比22.1%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資につきましては、厳しい経営環境のもとで重点配分に努めました。主に、国内での生産・物流体制の再整備並びにインド及びトルコでの新工場建設・製造設備の増強等に、総額136億17百万円を投資しました。

また、2016年6月17日に2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行し、総額1,019億90百万円を調達いたしました。その用途として、主にHELIOS GROUPの取得資金、自己株式取得資金に充当いたしました。

(3) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「顧客に満足される製品及びサービスを提供することによって社会に貢献する」ことを経営の基本理念としております。当社グループのコアビジネスである塗料事業は、自動車をはじめとする各種工業製品、建築、建造物、船舶等幅広い分野の顧客によって支えられております。この顧客の満足を得ることが当社グループの存立基盤であり、その実現により社会に貢献し、企業価値を向上させることで当社グループを取り巻く関係各位に貢献しうるものと考えております。

②目標とする経営指標

当社は、成長性と収益性の両立を図りながら、企業価値の向上を目指します。主な経営指標として、EBITDAの拡大とともに、継続的にROE10%超を目標とします。

③対処すべき課題

今後の世界経済の見通しは、米国新政権による経済金融政策の動向、中国をはじめとする新興国等の経済の先行き不安、地政学的リスクの影響などの懸念があるものの、インド経済が引き続き大きく伸長し、アメリカ経済は着実に回復、ヨーロッパ、アセアン経済は緩やかに回復していくものと想定しております。わが国経済においては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される一方、一部に景気改善の遅れがみられることや原材料価格の変動が企業収益を圧迫することが懸念されます。

このような情勢のなか、当社グループは、2016年度を初年度とする中期3ヵ年経営計画を策定し、以下の重点方針の達成を目指してグループ力を結集し、さらなる業績向上に向け事業活動を展開してまいります。

・グローバル化の加速

成長期待の高い新興国を中心とする海外事業について、市場ニーズへの対応とコスト・品質・機能の最適化により競争力を強化し、既存事業の市場における地位を確固たるものとしていくとともに、プレゼンスを一層高める。加えて、安定した成長が見込める先進国市場を含む未参入地域・分野での事業参入をすすめ、事業拡大を加速し、連結業績への貢献度を一段と高める。

また、様々な事業分野及び地域展開を行うことにより獲得・保有した製品ラインナップ、ビジネスノウハウなどを有効活用することにより、事業参入並びに競争力強化を加速させる。

・収益力の向上

海外においては、事業規模の拡大及び効率向上により、一層の利益拡大を図る。国内については、組織や業務の効率化、最適化によるトータルコストの低減を通じて生産性向上を図ることにより事業競争力を強化し、シェアの維持・拡大と、収益力向上を図る。

・グループ経営基盤の強化

グローバル化の加速に対応し、かつさらなる加速につなげるため、当社グループを統括するとともに、連携を高め、当社及びグループ各社に利益をもたらす経営基盤となるヘッドクォーター機能確立し、その機能推進を図る。その機能推進を通じ、グループ各社及び各地域における事業を一層強化するとともに、グループ内における経営資源の共有化と有効活用を行うことで、シナジー効果を創出し、当社グループの利益を極大化する。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第150期 (2013年度)	第151期 (2014年度)	第152期 (2015年度)	第153期(当期) (2016年度)
売 上 高 (百万円)	320,453	349,333	328,118	330,235
経 常 利 益 (百万円)	35,471	37,725	39,714	40,025
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	21,560	20,409	28,343	24,168
1株当たり当期純利益 (円)	80.91	76.61	106.41	93.16
総 資 産 (百万円)	400,092	448,085	430,198	540,458
純 資 産 (百万円)	258,016	303,627	293,903	296,165
1株当たり純資産額 (円)	847.80	995.77	958.26	984.50

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第150期 (2013年度)	第151期 (2014年度)	第152期 (2015年度)	第153期(当期) (2016年度)
売 上 高 (百万円)	146,823	147,466	147,635	144,851
経 常 利 益 (百万円)	15,441	16,325	19,290	24,625
当 期 純 利 益 (百万円)	13,247	11,386	12,107	18,688
1株当たり当期純利益 (円)	49.55	42.60	45.31	71.80
総 資 産 (百万円)	263,501	282,678	277,319	369,657
純 資 産 (百万円)	174,818	192,341	191,782	190,624
1株当たり純資産額 (円)	653.98	719.67	717.64	738.22

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。
なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて計算しております。

(5) 重要な子会社・関連会社その他企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金または出資金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
関西ペイント販売株式会社	493 百万円	100.00%	塗料の販売
久保孝ペイント株式会社	150 百万円	56.77%	塗料の製造、販売
日本化工塗料株式会社	197 百万円	92.09%	塗料の製造、販売
株式会社カンペハピオ	142 百万円	89.26%	塗料の製造、販売
カンペ商事株式会社	100 百万円	100.00%	塗料の販売
株式会社KAT	50 百万円	100.00%	塗料の販売
関西ペイントマリン株式会社	90 百万円	100.00%	塗料の販売
A N N A G A B S . A .	34,100 ユーロ	100.00%	HELIOS GROUPの持株会社
KANSAI PLASCON AFRICA LTD.	2,385 千南アフリカランド	83.31%	塗料製造・販売会社の持株会社
KANSAI NEROLAC PAINTS LTD.	538,919 千インドルピー	74.99%	塗料の製造、販売
PT.KANSAI PRAKARSA COATINGS	30,000 千USドル	65.00%	塗料の製造、販売
KANSAI PAINT ASIA PACIFIC SDN.BHD.	175,940 千マレーシアリンギット	100.00%	塗料の製造、販売
U.S. PAINT CORPORATION	500,000 千USドル	51.04%	塗料の製造、販売
KANSAI ALTAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S.	29,152 千トルコリラ	51.00%	塗料の製造、販売
THAI KANSAI PAINT CO.,LTD.	400,000 千タイバーツ	50.50%	塗料の製造、販売
KANSAI RESIN (THAILAND) CO.,LTD.	330,000 千タイバーツ	90.91%	塗料の製造、販売
台湾関西塗料股份有限公司	270,000 千台湾ドル	80.51%	塗料の製造、販売
P.T. KANSAI PAINT INDONESIA	11,500 千USドル	51.00%	塗料の製造、販売
SIME KANSAI PAINTS SDN.BHD.	20,000 千マレーシアリンギット	60.00%	塗料の製造、販売

- (注) 1. 株式会社カンペハピオに対する議決権比率には、間接所有による議決権比率0.25%を含んでおります。
 2. 2017年1月にNKMコーティングス株式会社は関西ペイントマリン株式会社に社名変更いたしました。
 3. U.S. PAINT CORPORATIONに対する議決権比率には、間接所有による議決権比率20.00%を含んでおります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇商會	百万円 61	% 50.00	塗料の販売
POLISAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S.	千トルコリラ 112,614	% 50.00	塗料の製造、販売
湖南湘江関西塗料有限公司	千USドル 11,875	% 45.00	塗料の製造、販売
中遠関西塗料（上海）有限公司	千USドル 25,600	% 36.93	塗料の製造、販売

- (注) 1. 湖南湘江関西塗料有限公司に対する議決権比率には、間接所有による議決権比率16.60%を含んでおります。
2. 中遠関西塗料（上海）有限公司に対する議決権比率は、全て間接所有によるものであります。

③ 企業結合の経過

- (ア) 安定した成長が期待される欧州市場への本格参入及び事業拡大、並びに当社グループの事業競争力向上におけるシナジー創出に寄与することを目的とし、欧州塗料メーカーのHELIOS GROUPの株式を取得し、子会社化いたしました。
- (イ) 安定した成長が期待されるアメリカ合衆国での自動車部品及び工業用塗料の事業展開、拡大を目的とし、同国の塗料メーカーであるU.S. PAINT CORPORATIONの株式を取得し、子会社化いたしました。
- (ウ) 今後、大きな成長が期待されるアフリカでのさらなる事業拡大・発展を目的とし、当社の連結子会社であるKANSAI PLASCON AFRICA LTD.が中長期的に塗料需要の拡大が期待される東アフリカ共同体の塗料市場においてトップシェアを有するSADOLINグループ各社の株式を取得することといたしました。
- (エ) トルコ共和国での建築用塗料市場への新規参入、事業拡大を目的とし、同国の塗料メーカーであるPOLISAN BOYA SANAYI VE TICARET A.S.を持分法適用関連会社といたしました。
- (オ) マレーシアでの建築用塗料市場への事業拡大を目的とし、当社の子会社であるKANSAI PAINT ASIA PACIFIC SDN.BHD.が同国の塗料メーカーであるSANCORA PAINTS INDUSTRIES SDN.BHD.の株式を取得いたしました。
- (カ) サウジアラビア王国での防食用塗料、建築用塗料の本格的な事業参入、展開を目的とし、当社の関連会社であるKANSAI PAINT MIDDLE EAST FZCO及びその子会社のKANSAI PAINT SAUDI LTD.が同国の塗料メーカーであるSAUDI INDUSTRIAL PAINT COMPANYの株式を取得いたしました。

なお、当期末における当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含む108社（前期末62社）、持分法適用会社は41社（前期末43社）であります。

2. 会社の株式に関する事項（2017年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数……………793,496,000株
 (2) 発行済株式の総数……………272,623,270株
 （うち自己株式数…………… 14,399,701株）
 (3) 株主数…………… 12,779名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,524 ^{千株}	5.24%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	12,490 ^{千株}	4.84%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	12,485 ^{千株}	4.83%
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	8,355 ^{千株}	3.24%
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	7,607 ^{千株}	2.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,341 ^{千株}	2.84%
関 西 ペ イ ン ト 交 友 持 株 会	6,767 ^{千株}	2.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	6,651 ^{千株}	2.58%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	6,163 ^{千株}	2.39%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,738 ^{千株}	2.22%

- (注) 1. 当社は自己株式を14,399,701株保有していますが、上記大株主からは除いています。
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて記載しております。
 3. 持株比率は、自己株式（14,399,701株）を控除して算出しております。
 4. 当社は、2016年6月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下の通り取得いたしました。
- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
 ②取得した株式の総数 9,013,000株
 ③取得価額 19,999,847,000円
 ④取得日 2016年6月2日
 ⑤取得理由 経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

5. アバディーン投信投資顧問株式会社及びその共同保有者であるアバディーン アセット マネージメント アジア リミテッドから、2016年6月21日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、2016年6月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2017年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。
なお、持株比率は、当社の自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。

株主名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
アバディーン投信投資顧問株式会社	2016年6月21日	2016年6月15日	297千株	0.11%
アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド	2016年6月21日	2016年6月15日	10,432千株	3.83%
計	—	—	10,729千株	3.94%

6. 野村證券株式会社及びその共同保有者2社から、2017年4月7日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により、同年3月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2017年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には記載しておりません。

なお、持株比率は、当社の自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。

株主名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
野村證券株式会社	2017年4月7日	2017年3月31日	6,043千株	2.17%
NOMURA INTERNATIONAL PLC	2017年4月7日	2017年3月31日	5,860千株	2.06%
野村アセットマネジメント株式会社	2017年4月7日	2017年3月31日	3,684千株	1.35%
計	—	—	15,589千株	5.35%

3. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職
代表取締役社長	いし の 野 ひろし 石 野 博	
代表取締役 常務執行役員	もう り くに し 毛 利 訓 士	営業管掌 兼 日本セグメント統括 兼 塗料事業部営業統括（汎用） 兼 汎用塗料本部長 関西ペイント販売株式会社 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	た なか まさる 田 中 優	生産管掌 KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. 取締役
取締役 常務執行役員	かみ かど こう じ 神 門 孝 司	技術企画管掌 兼 グローバル調達本部長
取締役 常務執行役員	ふる かわ ひで のり 古 川 秀 範	技術、品質・環境管掌 兼 塗料事業部長 兼 塗料事業部技術統括（汎用） 兼 技術企画本部長 KANSAI NEROLAC PAINTS LTD. 取締役
取締役 常務執行役員	せの お じゅん 妹 尾 潤	経営企画本部長 兼 国際本部長
取締役 常務執行役員	あさ つま しん じ 浅 妻 慎 司	管理本部長
社 外 取 締 役	なか はら しげ あき 中 原 茂 明	（独立役員）
社 外 取 締 役	みや ぎき よう 子 宮 崎 陽 子	弁護士（独立役員）
常 勤 監 査 役	あお やぎ あきら 青 柳 彰	
常 勤 監 査 役	はやし ひろ かず 林 宏 和	
社 外 監 査 役	いま むら みね お 今 村 峰 夫	弁護士（独立役員）
社 外 監 査 役	なか い ひろ え 中 井 洋 恵	弁護士（独立役員）

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役 前川浩二氏は任期満了により、退任いたしました。
2. 社外監査役 岸 秀隆氏は2016年8月22日逝去により退任いたしました。なお、同氏の在任期間中の重要な兼職の状況は、公認会計士、株式会社ニッセンホールディングス社外監査役であります。また、同日、監査役補欠者の中井洋恵氏が社外監査役に就任いたしました。
3. 当社は、社外取締役 中原茂明、宮崎陽子の両氏と、社外監査役 今村峰夫、中井洋恵の両氏の全ての社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役 中原茂明氏は、当社グループ会社の取引先である株式会社トクヤマの相談役に過去就任されておりましたが、当該取引先との昨年度の取引額は、当社連結売上高の0.01%未満、当該取引先の連結売上高の0.01%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
5. 社外監査役 今村峰夫氏は、当社が法律顧問契約を締結している弁護士が所属する法律事務所に所属されていますが、法律顧問契約は当該弁護士個人との契約であり、契約金額は連結売上高の0.001%未満、所属法律事務所の売上高の0.5%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。
6. 社外監査役 中井洋恵氏の戸籍上の氏名は、浅見洋恵であります。
7. 常勤監査役 青柳 彰氏は、当社の財務経理部門で部門長の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (2)	377 (21)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (3)	83 (20)
合 計 (うち社外役員)	15 (5)	460 (41)

(注) 上記には、2016年6月29日開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名及び同年8月22日に退任した社外監査役1名を含んでおります。

(3) 任意の諮問委員会の活動について

当社では、任意の諮問委員会として、コーポレートガバナンスの強化を目的とし、以下の2つの諮問委員会を設け、活動を行っております。

1. 評価委員会

代表取締役2名、社外取締役2名及び社外監査役2名（委員長：社外取締役）で構成しております。

①取締役会の実効性の評価

取締役会出席メンバーである取締役及び監査役に対し、取締役会の運営についてアンケートを実施し、その結果につき評価を行いました。社外役員の日線から、今後改善すべき点として挙げられた事項については、今後も改善を図ることとし、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

②取締役及び執行役員の前年度の業績評価

取締役及び執行役員の前年度の業績評価及び役員報酬を審議いたしました。業績評価を反映した報酬の一部については、役位に応じた一定割合を当社役員持株会に毎月拠出し、自社株の取得に充当することといたしました。今後とも業績向上及び株主様の中長期的な利害の共有のための役員報酬制度を進めてまいります。

2. 指名委員会

社外取締役2名と社外監査役2名（委員長：社外取締役）で構成しております。

本総会第3号議案「取締役10名選任の件」を上程するに当たり、代表取締役から提出された候補者について審議し、全員一致で同意し、その後の取締役会で、同内容を本総会に上程することを決定しました。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	中原 茂 明	出席率：取締役会21回中20回（95%） 必要に応じ、会社経営に関する豊富な経験から、当社の経営全般についての発言を行っております。
	宮 崎 陽 子	出席率：取締役会21回中21回（100%） 必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持等についての発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	今村 峰夫	出席率：取締役会21回中21回（100%）、監査役会13回中13回（100%） 必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持等についての発言を行っております。
	岸 秀隆	出席率：取締役会9回中9回（100%）、監査役会5回中5回（100%） 必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の会計の適正性・財務面等についての発言を行っております。
	中井 洋恵	出席率：取締役会12回中11回（91%）、監査役会8回中7回（87%） 必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持等についての発言を行っております。

- (注) 1. 社外監査役 岸 秀隆氏につきましては、2016年8月22日に逝去により監査役を退任するまでの状況を記載しております。同氏の退任前の取締役会の開催回数は9回、監査役会は5回であります。
2. 社外監査役 中井洋恵氏は、2016年8月22日付で監査役補欠者から監査役に就任したため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。また、同氏が欠席した取締役会及び監査役会はともに2016年8月25日に開催されたものであり、前任の監査役の逝去に伴う就任により、急な調整がつかなかったがために欠席したものであります。
- なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は12回、監査役会は8回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第27条に基づき、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

当社は、定款第34条に基づき、社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

<ご参考> 2017年4月1日時点における執行役員の状況について

当社では、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより職務責任を明確化するとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制としております。

職 掌	地 位	氏 名
管 理	上 席 執 行 役 員	よしだ かずひろ もりもと たかし 吉田一博、森本隆司
営 業	上 席 執 行 役 員	なかの よしなり てらおかなおと なかむらよしひろ にしむらしゅんいち 中野佳成、寺岡直人、中村美博、西村俊一
	執 行 役 員	あかき ゆう かとうかつひこ てらもとひでゆき 赤木 雄、加藤克彦、寺本秀行
技 術	常 務 執 行 役 員	はらかわひろみ 原川浩美
	上 席 執 行 役 員	なかおやすし 中尾泰志
	執 行 役 員	むらまつとしみつ たぎりさわね 村松利光、田桐澤根
生 産	上 席 執 行 役 員	やまのうちあきこ 山内明彦

連結貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	233,953	流 動 負 債	99,472
現 金 及 び 預 金	53,027	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	59,382
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	103,199	短 期 借 入 金	8,520
有 価 証 券	9,181	関 係 会 社 短 期 借 入 金	80
商 品 及 び 製 品	33,610	1年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,805
仕 掛 品	4,252	未 払 費 用	9,189
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21,274	未 払 法 人 税 等	4,374
繰 延 税 金 資 産	2,776	繰 延 税 金 負 債	17
そ の 他	9,867	賞 与 引 当 金	4,770
貸 倒 引 当 金	△3,237	そ の 他	11,332
固 定 資 産	306,505	固 定 負 債	144,820
有 形 固 定 資 産	110,564	転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債	101,587
建 物 及 び 構 築 物	50,412	長 期 借 入 金	4,405
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	23,877	繰 延 税 金 負 債	27,045
工 具 器 具 備 品	6,362	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,632
土 地	23,248	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	124
建 設 仮 勘 定	6,664	そ の 他	2,024
無 形 固 定 資 産	68,226	負 債 合 計	244,293
借 地 権	3,454	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	2,954	株 主 資 本	233,872
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	163	資 本 金	25,658
の れ ん	44,215	資 本 剩 余 金	14,421
そ の 他	17,437	利 益 剩 余 金	218,880
投 資 そ の 他 の 資 産	127,713	自 己 株 式	△25,088
投 資 有 価 証 券	95,830	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	19,475
出 資 金	14,410	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,229
長 期 貸 付 金	117	為 替 換 算 調 整 勘 定	△12,548
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,772	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	794
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,944	非 支 配 株 主 持 分	42,817
繰 延 税 金 資 産	3,754	純 資 産 合 計	296,165
そ の 他	5,013	負 債 純 資 産 合 計	540,458
貸 倒 引 当 金	△1,129		
資 産 合 計	540,458		

連結損益計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		330,235
売上原価		218,584
売上総利益		111,651
販売費及び一般管理費		76,340
営業利益		35,310
営業外収益		
受取利息	1,035	
受取配当金	1,462	
持分法による投資利益	4,185	
その他の	1,511	8,195
営業外費用		
支払利息	954	
社債利息	70	
たな卸資産廃棄損	214	
為替差損	1,624	
その他の	615	3,480
経常利益		40,025
特別利益		
固定資産売却益	130	
投資有価証券売却益	891	
関係会社株式売却益	155	1,178
特別損失		
減損損失	41	
固定資産除売却損	159	
投資有価証券評価損	1	
子会社整理損	532	
会員権売却損	0	735
税金等調整前当期純利益		40,467
法人税、住民税及び事業税	13,638	
法人税等調整額	△1,186	12,452
当期純利益		28,015
非支配株主に帰属する当期純利益		3,846
親会社株主に帰属する当期純利益		24,168

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,337	流動負債	58,193
現金及び預金	9,919	支払手形	324
受取手形	266	電子記録債権	1,336
売掛金	54,311	買掛金	31,275
商品及び製品	5,377	関係会社短期借入金	12,170
仕掛品	1,730	未払金	675
原材料及び貯蔵品	1,779	未払費用	2,735
前払費用	144	未払法人税等	3,324
未収入金	4,226	預り金	1,135
繰延税金資産	1,903	賞与引当金	2,723
その他金	4,235	設備関係支払手形	32
貸倒引当金	△1,556	設備関係未払金	2,281
固定資産	287,320	その他	177
有形固定資産	32,300	固定負債	120,839
建物	17,129	転換社債型新株予約権付社債	101,587
構築物	1,473	繰延税金負債	14,812
機械装置	1,924	退職給付引当金	4,373
車輛運搬具	13	資産除去債務	29
工具器具備品	520	その他	36
土地	10,905	負債合計	179,032
建設仮勘定	334	(純資産の部)	
無形固定資産	1,587	株主資本	161,828
特許権	906	資本金	25,658
借地権	119	資本剰余金	27,154
ソフトウェア	512	資本準備金	27,154
ソフトウェア仮勘定	28	その他資本剰余金	0
その他	21	利益剰余金	133,862
投資その他の資産	253,431	利益準備金	3,990
投資有価証券	58,734	その他利益剰余金	6,755
関係会社株式	141,615	固定資産圧縮積立金	23,136
関係会社出資金	11,070	別途積立金	99,981
関係会社長期貸付金	34,422	繰越利益剰余金	△24,848
長期前払費用	593	自己株式	28,796
前払年金費用	6,932	評価・換算差額等	28,796
その他の金	1,328	その他有価証券評価差額金	28,796
貸倒引当金	△1,265	純資産合計	190,624
資産合計	369,657	負債純資産合計	369,657

損益計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		144,851
売上原価		104,568
売上総利益		40,282
販売費及び一般管理費		21,903
営業利益		18,379
営業外収益		
受取利息	87	
有価証券利息	513	
受取配当金	6,561	
その他の	369	7,530
営業外費用		
支払利息	3	
社債利息	70	
為替差損	840	
その他の	370	1,284
経常利益		24,625
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	109	
投資有価証券評価損	0	
関係会社出資金評価損	53	
子会社整理損	14	177
税引前当期純利益		24,447
法人税、住民税及び事業税	5,493	
法人税等調整額	264	5,758
当期純利益		18,688

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

関西ペイント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 田 東 平	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 山 和 弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重 田 象 一 郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西ペイント株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものであるが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西ペイント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

関西ペイント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 重 田 象 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西ペイント株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である審査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況についての定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

関西ペイント株式会社 監査役会

常勤監査役 青柳 彰 ⑩

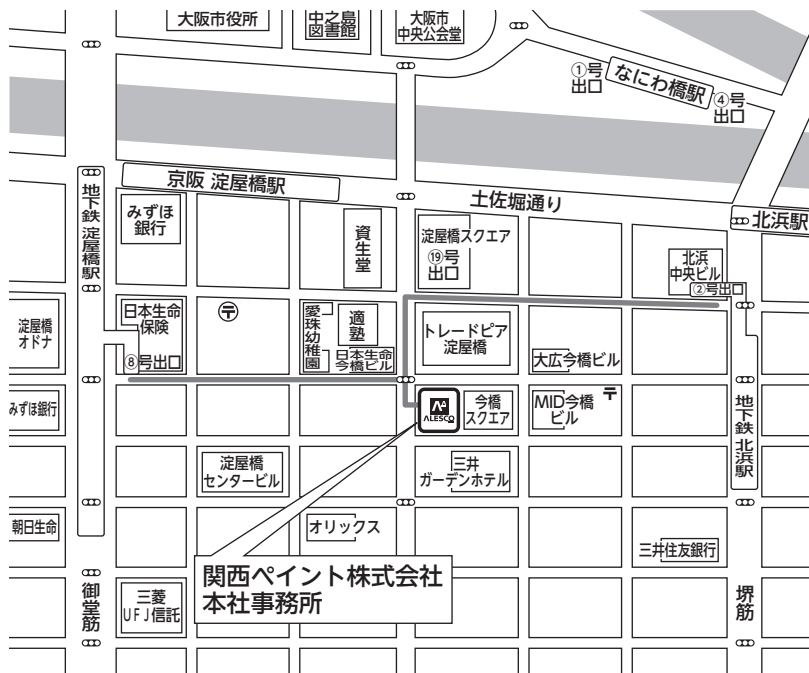
常勤監査役 林 宏和 ⑩

監査役（社外監査役）今村 峰夫 ⑩

監査役（社外監査役）中井 洋恵 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図



(会場) 大阪市中央区今橋二丁目6番14号 (〒541-8523)
 関西ペイント株式会社 本社事務所
 電話 06-6203-5531(代)

(交通) ①地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅8号出口より徒歩5分
 ②地下鉄堺筋線 北浜駅2号出口より徒歩5分
 ③京阪電鉄 淀屋橋駅・北浜駅19号出口より徒歩5分
 ④京阪電鉄中之島線 なにわ橋駅1号又は4号出口より徒歩10分

※ 駐車場・駐輪場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

※ 昨年よりおみやげを取りやめさせていただいております。
 なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。